

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」
に対する意見の募集（パブリック・コメント）について

令和 8 年 7 月
環境省環境再生・資源循環局
総務課制度企画室

今般、環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）が令和 8 年 6 月 19 日に公布されたことに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）の改正を行うことを検討しています。

つきましては、本件について、国民の皆様から広く御意見を募集いたしますので、以下の意見募集要領に従って御提出いただきますようお願いいたします。募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

1. 意見募集対象

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案 概要

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

3. 意見募集期間

令和 8 年 7 月 24 日（金）～令和 8 年 8 月 23 日（日）

4. 意見提出先・提出方法

御意見のある方は、意見募集要領に従って電子政府の総合窓口（e-Gov）
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public> の意見提出フォーム
にて御提出ください。意見募集要領に沿っていない場合、無効となりますので
御注意ください。

5. 留意事項

- （1）電話での御意見の提出は御遠慮願います。
- （2）御意見に対する個別の回答は致しかねますので御了承願います。
- （3）頂いた御意見については、意見提出者名、住所、電話番号及び電子メール

アドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください。

- (4) 御意見に付記された氏名、住所、電話番号等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、本件の意見の募集に関する業務のみに利用させていただきます。

6. 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局総務課制度企画室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

T E L : 03-3581-3351 (内線 6884)

以上